

ひとり親家庭等医療所得制限限度額

(限度額は年度によって変わることがあります)

請求者本人		同居の扶養義務者	
扶養親族等の数 (人)	所得制限限度額	扶養親族等の数 (人)	所得制限限度額
0	1,920,000 円	0	2,360,000 円
1	2,300,000 円	1	2,740,000 円
2	2,680,000 円	2	3,120,000 円
3	3,060,000 円	3	3,500,000 円
4	3,440,000 円	4	3,880,000 円
5	3,820,000 円	5	4,260,000 円
加算額	老人控除対象配偶者または老人扶養親族 1 人につき 100,000 円 特定扶養親族 1 人につき 150,000 円	加算額	扶養親族が 2 名以上で、うち老人扶養親族がある場合、老人扶養親族 1 人につき (扶養親族が老人扶養親族のみの場合は、1 人を除いた 1 人につき) 60,000 円

ひとり親家庭等医療の所得判定には、下記の控除が適用されます。

全員一律に	8 万円	障害者控除	2 7 万円
雑損控除	当該控除額	特別障害者控除	4 0 万円
医療費控除	当該控除額	勤労学生控除	2 7 万円
小規模企業共済等掛金控除	当該控除額	配偶者特別控除	当該控除額

扶養義務者のみ上記控除及び下記控除が適用されます。

寡婦 (夫) 控除	2 7 万円	特別寡婦控除	3 5 万円
-----------	--------	--------	--------